三重県	十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
滋賀県	十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
大阪府	十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
兵庫県	十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	

埼玉県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第八条の規定による決定の通知 三　法第十四条の規定による実績報告の受理
京都府	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第十二条の規定による状況報告の受理 四　法第十四条の規定による実績報告の受理
愛媛県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知

	六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

○厚生労働省告示第五百七十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十二月一日から適用する。

平成二十四年十一月三十日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第二に次の一号を加える。

六十六　金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　補綴（てつ）歯科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　歯科を標榜（ぼう）していること。

②　実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。

③　歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。